

「独立行政法人国立国際医療研究センター契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】

独立行政法人国立国際医療研究センター
 監 査 室 (契約監視委員会事務局)
 電話03-5273-5304

第1回独立行政法人国立国際医療研究センター契約監視委員会が、平成23年3月24日(木)に、研修センター4階セミナー室において開催されましたので、その審議概要について公表します。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」において、審議対象契約について点検・見直しの審議を行った。

第1回 独立行政法人国立国際医療研究センター契約監視委員会 (概要)

開催日及び場所	平成23年3月24日(木) 研修センター4階セミナー室
委員(敬称略)	阿部 哲 (外部委員) 小澤 優一 (外部委員) 水嶋 利夫 (監事) 塩原 修蔵 (監事)
審議対象	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)及び改正版設置要綱に基づき策定された、国立国際医療研究センター契約監視委員会規程(平成22年12月9日設置)における第4条第1項第1号～第3号に該当し、平成22年4月1日～12月31日迄に契約を締結した案件を審議対象とした。</p> <p>(1) 前回の調達において競争性のない随意契約であったもの 【41件】</p> <p>(2) 公益法人等との契約で、再委託率が50%以上の随意契約 【該当案件なし】</p> <p>(3) 前回の調達において一者応札・応募であったもの 【29件】</p> <p>(4) 一般競争契約等の案件のうち、前回の契約において落札率が100%であったもの、又は締結した契約の落札率が100%となった契約 【該当案件なし】</p>

<p>審議概要</p>	<p>1. 契約監視委員会の設置について 事務局より、「国立国際医療研究センター契約監視委員会規程」における委員会設置の主旨、構成委員、審議事項等について説明。</p> <p>2. 委員会の進め方等について 事務局及び調達企画室より、本審議の進め方についての説明が行われ、了承を得た。</p> <p>3. 委員会における審議方法 (1) 調達企画室より、各個別審議案件毎に概要説明 (2) 委員からの意見・質問に対する担当部署からの回答を踏まえ審議</p> <p>4. 審議内容及び審議結果 (1) 前回の調達において競争性のない随意契約【41件】 調達企画室より41件の随意契約について個別説明を受け審議した結果、以下のとおりであった。 <ul style="list-style-type: none"> ・既に契約期間が終了しており審議を要しないもの6件 ・複数年の賃貸借契約で随意契約とせざるを得ないもの12件 ・法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの7件 ・製造メーカーでなければ対応できない保守・バージョンアップ等10件 ・国内において販売代理店が一者しかないためのもの2件 以上37件については、引き続き随意契約とせざるを得ないとの結果となった。残り4件の案件のうち、次回入札時までには再審議を要するもの2件、一般競争契約へ移行するもの2件となった。</p> <p>(2) 前回の調達において一者応札・応募であったもの【29件】 調達企画室より29件の案件について説明を受け審議した結果、以下のとおりであった。 <ul style="list-style-type: none"> ・以前は随意契約としていた医療機器等の保守業務を、一般競争入札に切替えたが、当該メーカー系列の業者一者の応札となったもの10件についてはやむを得ない部分もあるので、契約価格の妥当性について常に検証を必要とする案件とされた。 ・入札説明書は複数社受領しているが、応札は一者あったもの10件については、今後の入札において同様のケースが生じた場合、直ちに応札しなかった理由のアンケート調査を行うこととなった。 ・仕様書内容の分析により業務遂行の複雑さや応札条件の縛りの必要性について次回以降の委員会にて再度審議することとなった。 </p>
-------------	---